

1回だけなら大丈夫？ いいえ!! 1回だけの使用でも 乱用です!!

違法

危険

STOP! DRUGS



『合法』と言われている危険ドラッグは安全？



あなたの人生を壊す危険な薬物です。

麻薬や覚醒剤同じかもっと恐い薬物が検出されています!!

何が入っているか判らず、死亡例もあります。
麻薬や覚醒剤以上に危険な薬物なのです。

海外でお土産として購入した
「大麻が入った食品」は日本に持ち込める？



大麻取締法に抵触し
違法です。

「大麻入り食品」を人にあげたり、
持っていることも違法になります!!

誤って口にして体調不良で救急搬送
された事例も発生しているので、
十分注意が必要です。



1人で悩まず すぐに相談しよう。



東京都には薬物相談の専門家がいます。

メール、お電話でお気軽にご相談ください。ご本人だけでなく、ご家族やお友達など、身近な方からのご相談も受け付けています。相談の内容によっては、適切な部署をご案内します。



都内にお住まいの方のメール相談

s1150603@section.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策の設定をしていますと、そのままでは回答が届かない場合があります。

メールの「ドメイン指定受信」で「section.metro.tokyo.jp」を指定してください。

なお、情報セキュリティ対策のため、HTML 形式のメール・添付ファイルがあるメールはお取り扱いできません。



都内にお住まいの方の電話相談

【危険ドラッグに関すること】

03-5320-4515 (危険ドラッグ担当)

【大麻等の違法薬物に関すること】

03-5320-4505 (麻薬対策担当)



危険ドラッグってなに？

東京都では、合法ドラッグ・脱法ハーブ等と呼ばれるドラッグを「違法(脱法)ドラッグ」と呼んでいましたが、平成 26 年 7 月 22 日、厚生労働省及び警察庁が新呼称名を「危険ドラッグ」に選定したため、現在は「危険ドラッグ」と呼んでいます。



だまされないで!!

指定薬物、知事指定薬物、個人の使用・所持も処罰対象です。

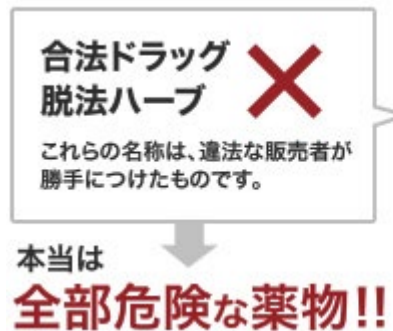


医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び東京都薬物の濫用防止に関する条例の改正により、法で規定する「**指定薬物**」と条例で規定する「**知事指定薬物**」は、麻薬や覚醒剤と同様に、製造・販売だけではなく、**個人の所持・使用も「違法」となり、処罰の対象**です。

● 大変危険で違法なドラッグです！

「合法と言われているものは安全」「法規制されていないものだと言われた」—実は、すべて「違法」です。

「合法ドラッグ」「脱法ハーブ」などと称して販売されるため、あたかも身体影響がなく、安全であるかのように誤解されていますが、大麻や麻薬、覚醒剤などと同じ成分が含まれており、大変危険で違法なドラッグです。



● 何が危険なの？



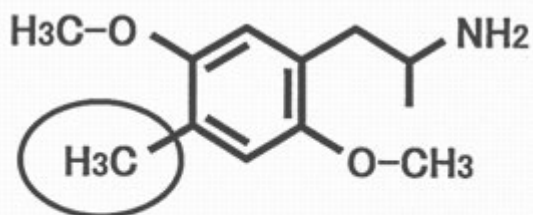
麻薬や覚醒剤の化学構造を少し変えただけ!

麻薬・覚醒剤より危険な場合も!!

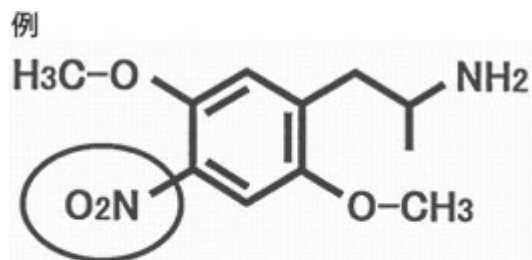
危険ドラッグには、既に規制されている麻薬や覚醒剤の化学構造を少しだけ変えた物質が含まれており、体への影響は麻薬や覚醒剤と変わりません。それどころか、麻薬や覚醒剤より危険な成分が含まれていることもあります。実際はどんな危険性があるのか、わからないのです。

麻薬と危険ドラッグ

ちょっと化学構造を変えているだけで、体への影響は麻薬と同じ又はそれ以上です。



麻薬 **DOM**
(2,5-ジメトキシ-4メチルアンフェタン)



危険ドラッグ **DON**
(2,5-ジメトキシ-4ニトロアンフェタン)

※ DONは、平成22年9月24日に指定薬物となりました。

● 危険ドラッグで事件・事故が起きています！

幻覚や異常な興奮状態におちいった結果、事故や犯罪を引き起こしてしまうケースが発生しています。ハーブ状の危険ドラッグを吸ったあとに車の運転をして歩行者をはねたり、吸ったあとに死亡する事件などが後を絶ちません。



● 用途を偽って売られています

危険ドラッグは、法の網をくぐりぬけるために「お香」「バスソルト」「ハーブ」「アロマ」など、一見ただけでは人体摂取用と思われないよう目的を偽装して販売されています。色や形状も様々で、粉末・液体・乾燥植物など、見た目ではわからないように巧妙に作られています。

デザインされたパッケージやカラフルな液体は、危険な薬物に見えないため、キレイ、かっこいいという印象を持ってしまうますが、中身は売っているほうもわからない恐ろしい薬物です。「合法」や「安全」という言葉を信用してはいけません。



「お香」の例



「バスソルト」の例



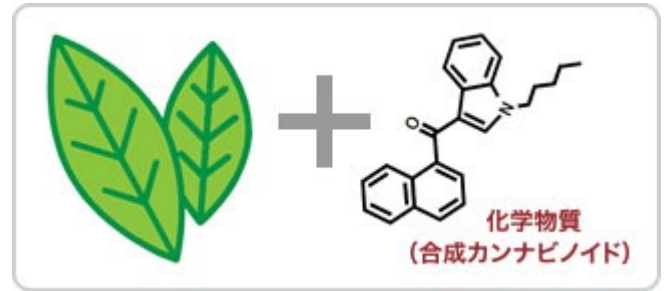
「ハーブ」の例



「アロマ」の例

● 「脱法ハーブ」も麻薬・覚醒剤と同様、危険な薬物です

「脱法ハーブ」は、乾燥植物に、大麻に似た作用を持つ薬物(合成カンナビノイド)を混ぜ込んで造ったものです。大麻などの規制薬物よりも毒性が高い可能性があるほか、商品によって含有量が異なるため、体に及ぼす影響がわからず大変危険です。料理で使う「ハーブ」やポプリ(芳香剤)ではありませんので、だまされないようにしましょう。



大麻ってなに？

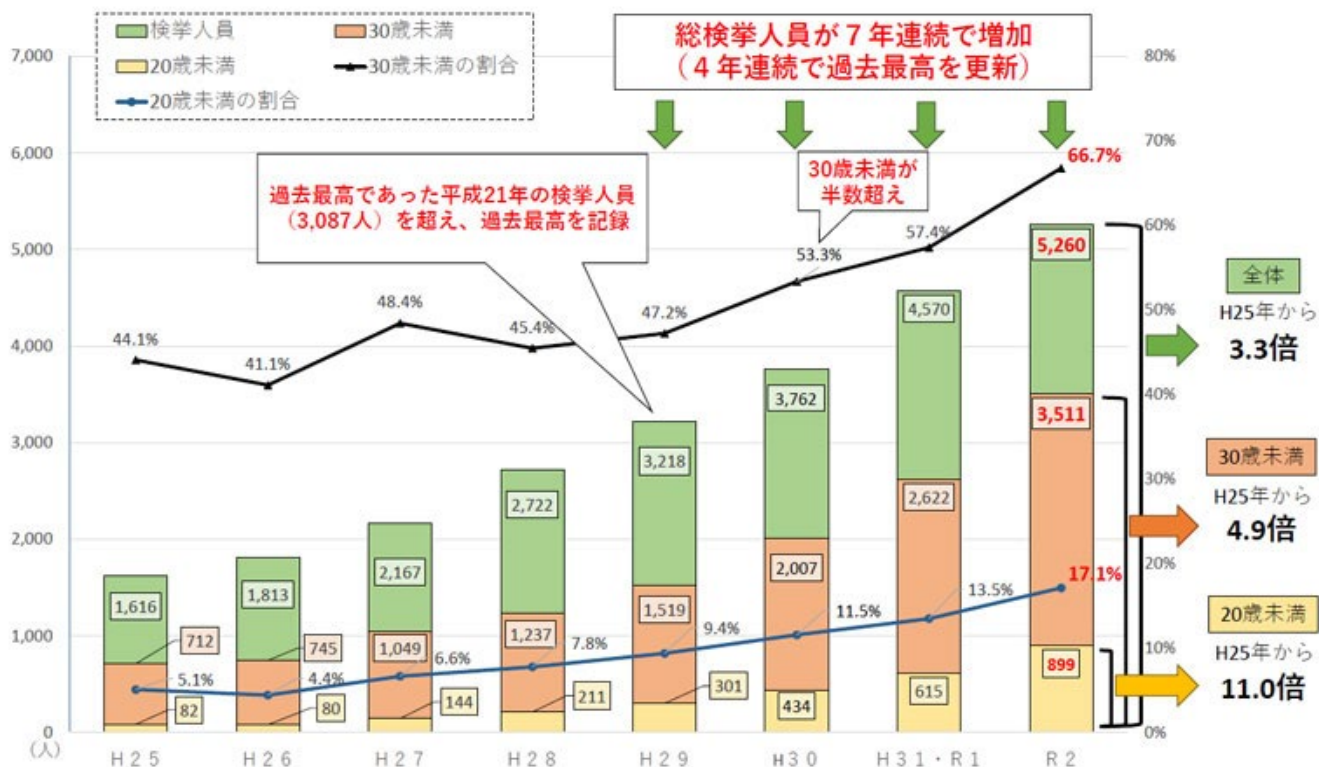
「大麻草」から作られるもので、様々な名称で呼ばれています。精神依存性があり、日本では、法律により規制されています。

【俗称】ハッパ、マリファナ、グラス、チョコ、ガンジャ、ハシッシュ、野菜、ヘンプなど



● いま、大麻での検挙者が増えています！

大麻事犯における検挙人員の推移（年齢別）



厚生労働省 令和3年6月25日薬物乱用対策推進会議
第五次薬物乱用防止五か年戦略フォローアップ 統計グラフ より

令和2年の主な薬物情勢

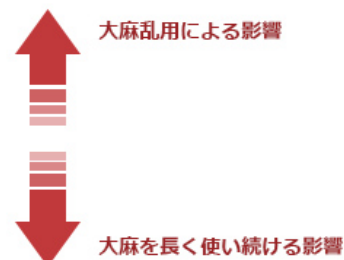
- 大麻事犯の検挙人員が7年連続で増加して過去最多を更新し、「大麻乱用期」とも言える状況となった。
- 大麻事犯の検挙人員の6割以上が30歳未満であり、若年層における乱用拡大が顕著であった。
- 特に、20歳未満の検挙人員は899名であり、7年前の82名と比較して、11.0倍と顕著な増加が見られた。

● 大麻を乱用することによる体への影響

大麻の花や葉には「THC(テトラカンナビノール)」という脳に作用する成分が含まれており、大麻を乱用すると以下のような様々な影響があります。

大麻の有害性

- 知覚の変化(時間や空間の感覚がゆがむ)
- 学習能力の低下(短期記憶が妨げられる)
- 運動失調(瞬時の判断が遅れる)
- 精神障害(統合失調症やうつ病を発症しやすくなる)
- IQ(知能指数)の低下(短期記憶・長期記憶や情報処理速度が下がる)
- 薬物依存(大麻への欲求が抑えられなくなる)



● インターネットやSNSでのあやしい情報にまどわされないで

インターネット等では、「大麻は身体への影響がない」「依存症がない」などの誤った情報が氾濫していますが、大麻の有害性では特に成長期にある若者の脳に対して影響が大きいことも判明しています。間違った情報に流されず、正しい知識で判断しましょう。

インターネット上の「大麻は安全だ」、「大麻は薬物依存症にならない」などの間違った情報や、甘い言葉にまどわされないようにしましょう。



● 大麻の加工品や大麻を含んだ食品に気を付けて！

新しいタイプの加工品が登場

大麻から幻覚成分を抽出・濃縮した加工品が摘発されています。



大麻ワックス



大麻リキッド

海外で、大麻入り食品などを買わないように注意しましょう！

海外では、大麻の成分が入ったお菓子などが販売されています。まちがって買わないように注意しましょう。



大麻入りチョコレート



大麻入りクッキー

● 関連機関のリンク

- 警視庁(薬物乱用防止講座 No More 大麻)
https://www.keishicho.metro.tokyo.lg.jp/kurashi/drug/drug/taima_boshi.html
- 厚生労働省(今、大麻が危ない！)
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000193406.html>
- 厚生労働省(薬物乱用防止に関する情報)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou/index.html
- 厚生労働省(薬物乱用対策)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iyakuhin/yakubuturanyou_taisaku/index.html
- 警察庁(I'm CLEAN)
https://www.npa.go.jp/bureau/sosikihanzai/yakubutujyuki/illegal_cannabis/
- 麻薬・覚せい剤乱用防止センター(乱用される薬物の種類と影響・大麻)
http://www.dapc.or.jp/kiso/22_cannabis.html

使ったらどうなるの？



大変危険です!!

● 一度の使用が人生を台無しに

いわゆるドラッグの類は、一時的にいい気分になると言われていますが、その作用が切れたときの絶望感や不安感は、耐えられないほどに強いので、それから逃れるために、またドラッグに手を出してしまい(依存)、次第に自分の意志では止められなくなってしまいます。

また、繰り返し使用していると、一回に使う量がどんどん増えていきます(耐性)。こうなると、薬物欲しさに暴力事件を起こしたり、窃盗などの犯罪に手を染めるなど、薬物無しでは生活できなくなります。

さらに、いったん薬物依存症に陥ると、治療には長い期間が必要となります。その間に家族や友人を失ったり、若い人は将来が閉ざされ、一生を台無しにしてしまいます。

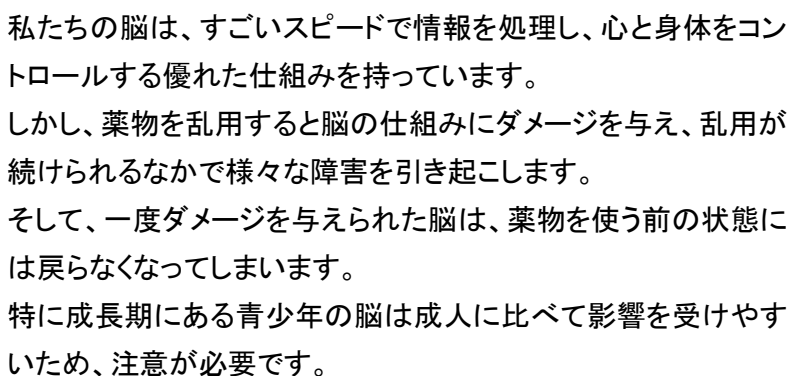
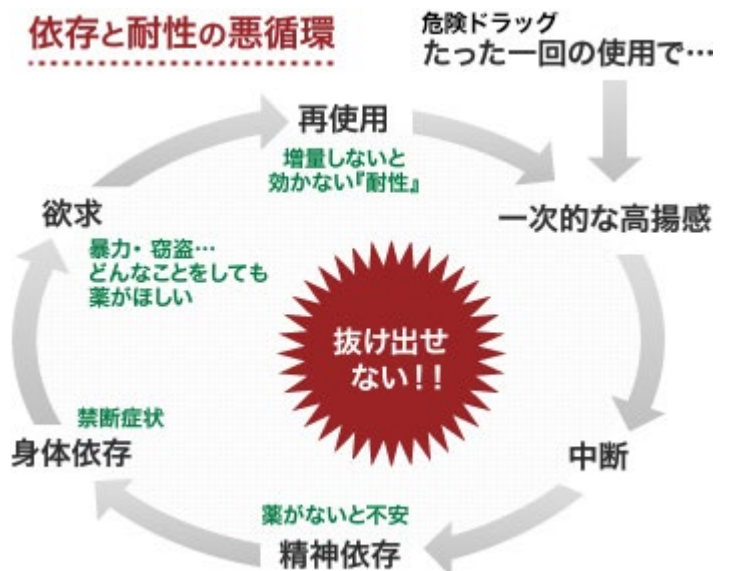
● 脳への影響

私たちの脳は、すごいスピードで情報を処理し、心と身体をコントロールする優れた仕組みを持っています。

しかし、薬物を乱用すると脳の仕組みにダメージを与え、乱用が続けられるなかで様々な障害を引き起こします。

そして、一度ダメージを与えられた脳は、薬物を使う前の状態には戻らなくなってしまいます。

特に成長期にある青少年の脳は成人に比べて影響を受けやすいため、注意が必要です。



● 身体への影響

● 危険ドラッグの場合

意識障害、嘔吐、けいれん、錯乱などが報告されており、死亡事例もあります。
添加されている物質や含有量が様々であることから、どのような健康被害がおきるかわかりません。

● 大麻の場合

知覚(聴覚・触覚)の変容、短期記憶の障害、運動失調と判断力の障害を起こします。
また、心臓血管系、自律神経系への悪影響を及ぼします。

● 事件、事故の例

危険ドラッグは、使用した本人が死亡してしまったりするだけでなく、他人を事件や事故に巻き込む可能性もあります。

具体的な事例

東京都豊島区 池袋駅周辺で脱法ハーブを吸った男の乗用車が暴走、一人死亡、七人にけがを負わせた(2014年6月)

東京都北区 脱法ハーブを吸って車を運転し、車やバイクにぶつかり、二人にけがを負わせた(2014年7月)

東京都練馬区脱法ハーブを吸って小学校に乱入、女子児童を追いかけまわして一人にけがをさせた(2012年10月)

東京都渋谷区脱法ハーブを吸った20代女性が意識不明の状態で見つかり、その後死亡した(2012年11月)

東京都吉祥寺路上で女性が刺殺された事件で逮捕された少年の所持品から、脱法ハーブが発見された(2013年3月)

● 体験談

※実際に薬務課に寄せられた相談を一部加工して掲載しています。

私は数年前に、面白半分で脱法ハーブを吸い始めました。

脱法ハーブを吸うと、身体の中に大津波が来ているような感覚になり、自分をコントロールすることができない状態に陥ります。身の危険を感じたほどです。

友人が使って、死にかけたのを見たときは、警察にバレルのが怖くて、救急車を呼ぶことができませんでした。こういう人は、他にもたくさんいると思います。

脱法ハーブは、吸った人自身はもちろん、周りの人にも危害を及ぼす薬物です。私は、これまで経験した「記憶」から、二度と辛い思いをしたくない、という気持ちになり、脱法ハーブをやめることができました。

規制が追いついていなくても、危険なものであることに変わりはないので、世の中に出回ることがないように、対策をとってください。

危険ドラッグの断り方

● 友達や先輩に誘われたとき

Case1: 知識のない人に誘われたら

対応 きっぱり断る、危険性を伝える



ネットでは、安全ってあるし、
吸ってもかまわないさ

ちょっとだけなら大丈夫だよ

何が入っているか分からないし
危険だよ



Case2: 強引に誘われたら

対応 とにかくその場を逃れる



おまえ、怖いのか、勇気がないな

仲間に入れてやらないぞ

用事を思い出したので、もう帰るよ



Case3: 興味本位で誘われたら

対応 興味がないことをハッキリ示す



どんな気分になるか試してみようぜ

ドラッグには興味がないから
いらないよ



● そのほかにも、動作で「自分はやりたくない」という意思を伝えることができます。



重要

「やりたくない」という
意思を伝える。
言葉につまってしまうても
動作で意思を伝えましょう。



首を横に
ふる

手をふって
いらぬことを
示す



東京都の取組みと活動紹介

● 指導・取締り(危険ドラッグ)

東京都では、健康被害の未然防止、犯罪の防止及び薬物乱用防止等の目的で、平成8年から都内の危険ドラッグ専門店等で危険ドラッグを購入し、健康安全研究センターで試験検査を行っています。その結果、規制成分が検出された場合、違反製品を取り扱っていた店舗等には、製品の販売中止、回収等の指示を行い、都民の方に製品の危険性等を周知するため、報道発表を行っています。

● 大臣指定薬物とは

中枢神経系の興奮や抑制・幻覚を引き起こす可能性が高く、人体に使用すると悪影響のおそれがある薬物を「指定薬物」として厚生労働省が規制しています。

これらの薬物は、医療現場における病気の治療や予防など法律で定められた用途を除き、製造、輸入、販売、授与、所持、購入、譲受け、使用が禁止されており、違反した場合は最大で5年以下の懲役、もしくは500万円以下の罰金又はその両方が課せられます。

厚生労働省 指定薬物について (<https://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakubuturanyou/scheduled-drug/>)

最近の動き

薬務課 大臣指定薬物 (https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_anzen/d_taisaku/yakuji.html)

● 東京都知事指定物とは

東京都薬物の濫用防止に関する条例により、興奮、幻覚、陶酔その他これらに類する作用を人の精神に及ぼす物で、それを濫用することにより人の健康に被害が生じると認められるもののうち、都内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認められるものとして知事が指定したものをいいます。知事指定薬物については、学術研究や試験調査などの正当な目的を除き、製造、栽培、販売、授与、広告、所持、購入、譲受け、使用等を禁止しています。違反した場合は、最大で2年以下の懲役、もしくは100万円以下の罰金又はその両方が課せられます。

最近の動き

薬務課 知事指定薬物 (https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_anzen/d_taisaku/chijishitei.html)

東京都の調査結果

薬務課 これまでの調査結果 (https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_anzen/d_taisaku/chousa.html)

啓発活動

薬物乱用を防止するためには、青少年に、早い時期から薬物乱用の危険性・有害性等について繰り返し啓発を行うことで、正しい知識を身に付けさせるとともに、地域全体の薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることが重要です。

東京都では、主に青少年を対象として、世代に応じた様々な啓発活動を行っています。

● 啓発用 DVD・ポスター・リーフレットの作成

STOP!! 薬物乱用

近年、若者を中心に大麻の乱用が拡大するなど、薬物乱用の低年齢化が問題となっており、早い時期から繰り返し、薬物乱用防止に向けた教育や啓発を行うことが重要です。また、都内には外国語を母国語とする在留外国人等の児童、生徒も増加しており、日本語の習得が十分でない方に対する普及啓発も必須となっております。

こうした状況を踏まえ、東京都では、若い世代から薬物乱用防止に対する意識を向上させるため、小学校高学年の児童や中学生にも活用できる動画、ポスター及びリーフレットを作成しました。学校や地域で、是非、ご活用ください。

動画、ポスター及びリーフレットはこちら(https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/no_drugs/effort/)

東京都では、都民の方々を対象に、薬物乱用防止啓発資材の貸出、リーフレットの配布などを行っています。ご希望の方は、下記からお申込みください。

啓発資材の御案内 (https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/kenkou_anzen/stop/keihatsu/)



東京都保健医療局

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号